### 異常高温・高飽差緊急情報 第2号

令和7年9月24日 新潟県農林水産部

9月23日に空気が著しく乾燥

## 新之助は胴割粒発生の危険性大 速やかに収穫しましょう!

### 対応が必要な水稲

# <sup>品種</sup> 新之助

#### 気象状況

〇 新之助は、9月23日に空気が著しく乾燥したことにより、胴割粒が多発する危険性が高まっています。

### 当面の管理対策

- 新之助は胴割粒が多発しやすい品種です。収穫期となっている新之助はできる限り速やかに 収穫してください。
- 〇 収穫時の籾水分が低い場合の機械乾燥は、日中は常温で通風乾燥を行い、点火は夜間等で気温が下がってから、送風温度を低めに設定(毎時乾燥速度が 0.5%以下)し乾燥しましょう。 乾燥機に2段乾燥機能や休止乾燥機能があれば利用し、丁寧に乾燥してください。
- 〇 緑色籾が多く含まれ、籾水分のばらつきが大きい場合の機械乾燥は、水分 18~20%で一旦停止し、通風循環で穀温を冷ました後半日程度貯留して水分ムラを解消した後、再乾燥を行ってください。
- 丁寧に調製し、色彩選別機があれば活用し、確実に1等品位に仕上げてください。

収穫作業の疲れがたまっている時期です。 熱中症と農作業事故に注意しましょう。

#### 参考資料

#### 9月23日 県内アメダス観測地点(13地点)における日平均飽差

アメダス地点	村上	相川	下関	新潟	新津	三条	津川
<b>日平均飽差</b> ( g/m³ )	4. 8	6. 4	6. 8	7. 1	6. 5	3. 8	2. 4
判定*		0	0	0	0		

アメダス地点	長岡	柏崎	大潟	高田	能生	津南
日平均飽差 ( g/m³ )	4. 5	3. 8	3. 8	5. 6	3. 5	4. 1
判定*						

※ 判定基準 ●:9.0以上 こしいぶき、コシヒカリ、新之助で胴割粒発生の危険大

○:6.0以上9.0未満 新之助で胴割粒発生の危険大

なし:6.0未満 胴割粒発生の危険小、

日平均飽差は、日平均気温・日平均湿度から計算した値です。

過去のデータについては、下記ホームページに掲載しています。

https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nouen/r7inasaku.html#housa

#### 飽差 ( g/m³ ) とは

1立方メートルの空気中に、あと何グラムの水蒸気を含むことができるかを示す値のことで、空気の 乾燥程度を表しています。この数値が大きいほど、空気中により多くの水分を含むことができ、渇きや すい状態であることを示します。

#### 飽差と胴割粒の関係

胴割粒は、出穂後の高温や収穫期頃の乾燥、刈遅れ等で発生します。収穫期近くの籾水分が 22 % 未満に低下した時期に、飽差が高くなると胴割粒が急増することが分かっており、特に新之助で多発しやすいです。この時の飽差のめやすは、「こしいぶき」、「コシヒカリ」では9 g / m $^3$  以上、「新之助」では6 g / m $^3$  以上です。胴割粒の発生を抑えるため、出穂後積算気温 800  $^{\circ}$  から飽差を確認し、籾水分が 22 % 未満に低下した以降に飽差が高くなった場合は速やかに収穫しましょう。

#### (めやす:出穂後積算気温が900℃以上、籾黄化率80~85%、籾水分22%未満 以降)

詳細は農業総合研究所研究成果「フェーン現象や乾燥による胴割粒の多発を抑制する早期収穫判断のめやす」を参考にしてください。

https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/336549.pdf

#### \* 籾の水分測定方法

ほ場内の平均的な株を数株選んで、それぞれの主茎(1本)を抜き取り、籾の表面が濡れていたらふき取り、籾を全て脱穀して、市販の穀物用水分計で籾水分の測定を行う。

新潟県農業共済組合

# 登熟不良の発生と特例措置

水稲は、出穂期以降20日間程度の気温が高温等で推移すると、外見上 判断できない白未熟粒等が発生する可能性が高くなります。

現在加入されている半相殺、全相殺方式は収量補償であるため、品質や等級の低下では、通常、共済金の支払い対象となりません。

しかし、当組合管内で<u>白未熟粒等が広範囲に発生し、規格外米が相当割合発生した場合</u>は、当組合の申請及び国の認定により、<u>特例的に白未熟粒</u>等の発生量を共済減収量に加味して、損害評価(特例措置)を実施できる場合があります。

※令和5年産水稲においては、記録的な高温・少雨による品質の大幅低下を受け、特例措置を実施しました。その結果、支払共済金が特例措置前と比較して約1.4倍の増額となりました。

## 被害申告される場合の注意点

特例措置の対象となるためには、被害申告をしていることが必要となり <u>ます。</u>そのため、玄米の状況などを確認いただき、登熟不良などの高温障 害により、<u>白未熟粒等が半分程度以上発生している場合は、収穫される前</u> に必ず被害申告を行ってください。

被害申告の方法は、送付された「水稲損害評価のお知らせ」をご確認ください。

※なお、白未熟粒等の被害申告をいただいても、今後の生育・被害状況等により特例措置が実施されない場合や、特例措置が実施されても一定の割合を超える減収とならない場合は、共済金の支払対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】お近くのNOSAIまでご連絡ください。